

## いじめ重大事態の調査結果に係る報告書（概要版）

### 1 調査の目的

- ・「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」（法28条第1項）に調査を行う。
- ・なお、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

### 2 調査組織

- ・調査組織の名称：校内いじめ対策委員会（重大事態対応）
- ・調査委員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、担任

### 3 調査期間

令和7年6月から同年10月まで

### 4 事案

宿泊学習中の宿泊先の部屋で、生徒Aは、生徒Bから腕で首を絞められた。生徒Aの首に擦過傷が残った。

### 5 調査結果

宿泊学習中の宿泊先の部屋で、生徒Aは班の仲間とカードゲームを行っていたところ、同部屋の生徒Bに突然背後から首を腕で絞められた。生徒BはAに「1分間首絞めに耐えたら男だ」と言い、絞めたまま後ろに倒すような格好になった。

その後の聞き取りで、生徒Bは、生徒Aに対して首を絞めたことを認めた。

この「首を絞める」行為は、生徒Aの心身に苦痛を与える行為であることは明らかであり、法律の定める「いじめ」にあたる。

### 6 再発防止策

本件で認定した事実については、生徒Bが悪ふざけによるコミュニケーションと称し、首を絞めたことによるものである。生徒Aは、7月に心療内科を受診し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断されている。今後は、同種の事態防止のため、日々の生活指導や各種行事の前の事前指導をしっかりと行っていく。また、教員と生徒とのコミュニケーションが

取りやすい関係づくりについて研修等で考えていく。

初期対応については、重大事態になりうる可能性のある事案にも関わらず最初の聞き取りを担任一人で行い、複数人による組織的対応を行っておらず、初期対応の重要性についても研修等で確認していく。

本事案を受け、本校の全教職員で、「いじめはどの子でも、どの学級でも起こりうる。」との意識をさらに強め、校長としては「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめを認知した場合の対応」「いじめの指導」等、本校の「いじめ防止基本方針」や本校の長期欠席への対策を再認識、再確認し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号に気付けるよう教職員に指導していく。そして、いじめの被害を受けている児童に寄り添うことを第一に考え、いじめに対し適切かつ迅速に対応していく。